ては当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

一～十三　（略）

3～8　（略）

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第十二条　令第八条第一項、第二項、第五項及び第六項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第四条第二項第一号及び第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣

ては当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

一～十三　（略）

3～8　（略）

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第十二条　令第八条第一項及び第二項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第四条第二項第一号及び第三号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　法第三十四条の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	事業所管大臣	省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣
第四条の二第二項並びに第五条第一項及び第二項	（新設）	（新設）
第四条の二第三項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣